

4. 災害復旧事業に要する費用の地方負担に対する財源措置の充実について

九州部会提出
説明担当 うきは市

平成24年7月3日から始まった大雨は、7月11日から14日の九州北部豪雨まで断続的に続き、九州北部地域においては、各地の堤防の大規模決壊による河川の氾濫や土砂災害等により、多くの尊い人命が奪われた。また、市街地、道路、河川、鉄道の損壊や浸水、孤立集落の発生を引き起こすとともに、農地、農業用施設等の損壊や農産物被害、漁港、漁業施設等の損壊や流木等による漁業被害など、農林水産業等に大きな打撃を与えた。さらに、電気、水道などのライフラインの断絶など住民生活にも重大な被害を及ぼした。

被災自治体においては、被災者の救済をはじめ、災害復旧に向け全力で取り組んでいるところであるが、復旧には多大の費用を要し、被災自治体の財政を圧迫している。

今後、災害復旧、復興対策に万全を期すため、下記事項について強く要望する。

記

1. 激甚災害指定がなされ、国庫補助が拡充されても災害復旧事業費が膨大であることから、財政力が脆弱な自治体にとって負担が過重となっており、今後の復興に大きな懸念がある。

災害復旧事業に要する経費の地方負担分に対して、更なる支援の充実を図ること。

2. 災害復旧事業に係る工事雑費や事務費が、国庫負担金の交付の対象から除かれているため、甚大な被害を被った自治体としては財政的に非常に厳しい状況となっており、これからの災害復興に対し大きな懸念を抱いている。

平成22年に民主党政権下で廃止された災害復旧事業に係る工事雑費や事務費等に対する国庫補助を早急に復活させること。